

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市豊田土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成21年7月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	安藤 久志	観音寺市新田町2237番地4	平成21年3月31日

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	安藤 義宣	観音寺市新田町2243番地1	平成21年7月1日